

はじめに

電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争を迅速、円滑かつ公正に処理することを目的に、総務省の許認可部門とは独立した専門的機関として、平成13年11月30日に電気通信事業紛争処理委員会が発足し、10年が経過しました。

電気通信事業分野では、昭和60年に日本電信電話公社の民営化、競争原理の導入が行われて以来、累次の電気通信事業法の改正により、規制緩和が進められる一方で、電気通信事業者間の公正競争確保のための環境整備が進められてきているところです。

公正競争の確保は、電気通信サービスの円滑な提供と電気通信の健全な発達の基礎となるものであり、そのためには、事前の電気通信事業者間の競争ルールの整備とともに、紛争が生じた場合にこれを円滑かつ迅速に解決する仕組みの整備が重要です。

当委員会は事後の紛争処理を担う機関として、発足以来、あっせん・仲裁等の制度を活用して、電気通信事業者間の様々な紛争の解決に当たってまいりましたが、近年の電気通信の高度化に伴う紛争の多様化・増加に対応するため、法改正により、その機能を拡大してきています。

具体的には、平成20年4月1日に、無線局の開設・変更に当たっての混信等防止措置に関する紛争が、当委員会の処理の対象に追加されました。

また、平成23年6月30日には、再放送の同意に関するケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間の紛争、電気通信役務の提供条件等に関する電気通信事業者といわゆるコンテンツ配信事業者等との間の紛争等が当委員会の処理の対象に追加され、これに合わせて当委員会の名称は「電気通信紛争処理委員会」に変更されました。

この冊子は、当委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に処理した事例の紹介をまとめたものです。

これまでは、電気通信事業法に関する「電気通信事業紛争処理マニュアル」、電波法に関する「無線局紛争処理マニュアル」という形で法律ごとに別冊としていましたが、平成23年6月30日から放送に関する紛争も当委員会の処理の対象となったことを踏まえ、内容の整理・統合や追加を行い、新たに「電気通信紛争処理マニュアル」として、電気通信事業法、電波法及び放送法の紛争処理制度を一覧できるようにしました。

関係各方面において、このマニュアルがさらに有効に活用され、円滑な紛争の解決が図られることを切に期待しております。

平成23年12月

電気通信紛争処理委員会
委員長 坂庭 好一